

障害支援センター 桜 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜里音福祉会が設置経営する障害支援センター 桜(以下、「センター」という。)が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号。以下「法」という。)第28条第1項に規定する生活介護及び、児童福祉法に基づく児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、サービスの円滑な運営管理を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターは、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供するものとする。

2 センターは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めるものとする。

3 センターは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令171号)及び、児童福祉法及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令15号)に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(センターの名称等)

第3条 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 障害支援センター 桜
- (2) 所在地 徳島県鳴門市里浦町里浦字坂田 432 番地 43

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 (主たる)センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス管理責任者 1名(常勤)
サービス管理責任者は、障害福祉サービスの提供にかかるサービス管理を行うものとする。
- (3) 児童発達支援管理責任者 1名(常勤)
児童発達支援管理責任者は、児童福祉サービスの提供にかかるサービス管理を行うものとする。
- (4) 医師 1名(嘱託)
医師は、利用者に対し、定期的及び緊急時の診療及び健康管理を行う。
- (5) 看護職員 2名(非常勤)
看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者、職員の保健衛生管理に従事する。
- (6) 保育士 1名(非常勤 1名)
保育士は、利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士
2名(常勤・兼務1名、非常勤 1名)
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士は、利用者に対し、機能向上を目的としたリハビリ訓練、療育等の指導管理を行う。
- (9) 生活指導員・児童指導員 4名(常勤)
指導員は、利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。
- (10) 調理員 1名(常勤・兼務)
調理員は、調理に従事する。
- (11) 運転手 1名(非常勤)
送迎に係る運転業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
 - ① 生活介護事業 : 月曜日から金曜日までとする。
ただし、年末年始を除く。
 - ② 児童発達支援事業 : 月曜日から土曜日までとする。
放課後等デイサービス : 放課後等デイサービス ただし、国民の祝日及び、年末年始を除く。
- (2) 営業時間
 - ① 生活介護事業 : 午前10時～午後3時
 - ② 児童発達支援事業 : 午前9時半～午後12時半・午後1時半～午後4時半
放課後等デイサービス

(利用定員)

第6条 センターの定員は次のとおりとする。

定員 20人

うち、生活介護 10人

児童発達支援事業、放課後等デイサービスを合わせて 10人

(9:30~12:30まで5人・13:30~16:30まで5人)、

- 2 過去3か月の平均実利用者数又は1日当たりの利用実績が基準を下回る場合は、定員を超えて利用者を受け入れることができるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、鳴門市、徳島市、松茂町、北島町、藍住町、石井町の全域とする。

(サービスの内容)

第8条 サービスの内容は以下のとおりとする。

(1)生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援(食事は希望者に限る。)
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること。

(2)児童発達支援事業・放課後等デイサービス

- ① 日常生活における基本的動作の訓練
- ② 集団生活適応訓練
- ③ 個別指導
- ④ 日常生活支援に関する内容(日常生活全般に常時の支援を要する全身性障害児に対して、日常生活支援を行う)
- ⑤ 前各号に掲げるサービス等に附帯する相談、助言等

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 サービスを提供した際には、利用者から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費(訓練等給付費)及び、児童福祉法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の支払を受けるものとする。

3 次に定める費用については、利用者から費用の支払いを受けることができるものとする。

(1)生活介護

- ① 食事の提供に要する費用(日額・1割負担) 300円
- ② 創作活動又は生産活動に係る材料費となる実費
- ③ 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

(2)児童発達支援事業・放課後等デイサービス

- ① 食事の提供に要する費用(日額・実費) 300円
- ② 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 第8条の通常の事業の実施地域を超えて要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1)生活介護

- ① 社会福祉法人規定により1kmにつき37円とするが、センターから片道おおむね20km未満の場合、250円に統一する。
- ② センターから片道おおむね20km以上の場合、超過距離分はセンター職員による送迎は行わず、20km圏内での待ち合わせとする。

(2)児童発達支援事業・放課後等デイサービス

- ① センターから片道おおむね20km以上の場合、超過距離分はセンター職員による送迎は行わず、20km圏内での保護者との待ち合わせとする。

5 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明を行い、支払の同意を得なければならない。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの提供を受けるに当たっては、利用者は生活のルールを守り、適正な設備使用に努めるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (4) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間

作業を継続させる行為

- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めたりなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (7) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (8) 性的な嫌がらせをすること。
- (9) 当該利用者を無視すること。

(感染症対策)

第12条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね月に1回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 相談は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生の指針(別添)を定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束等)

第14条 センターは、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の「利用者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

(緊急時における対応方法)

第15条 職員は、サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは速やかにあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(苦情解決)

第16条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に報告するものとする。

- 2 センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 センターは、その提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくはセンターの設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 センターは、その提供したサービスに関し、法第11条第2項、法第21条の5の21第12項の規定により徳島県が行う報告若しくはサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して徳島県が行う調査に協力するとともに、徳島県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 センターは、社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにてできる限り協力するものとする。

(非常災害対策)

第17条 センターは、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(秘密の保持)

第18条 センターは、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(その他運営についての留意点)

第19条 センターは、適切なサービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1)採用時研修 採用後1か月以内
- (2)継続研修 年2回以上

(委任)

第20条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、理事会において定めるものとする。

附則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

平成22年2月13日 一部改定
平成23年11月1日 一部改定
平成25年4月1日 一部改定
平成27年10月1日 一部改定

